

## 財政健全化判断比率・資金不足比率の状況（令和2年度決算）

◎「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、「健全化判断比率」及び「資金不足比率」を公表します。

令和2年度決算に基づく各指標は、資金不足比率（下水道事業会計（農業集落排水事業））を除き、いずれも基準を下回っています。

基準を上回った場合、計画を策定しなければなりません、公営企業会計への移行に伴い生じたもので、令和3年度は解消される見込みのため、計画の策定は行いません。

### 1. 健全化判断比率（⇒地方公共団体の財政の健全性に関する指標）

指標名	内容	判断基準		R元決算 ①	R2決算 ②	増減 ②-①	県内市町村の 状況(速報値) (注2)
		早期健全化 基準	財政再生 基準				
実質赤字比率	一般会計等の赤字額の標準財政規模(注1)に対する比率 ※財政運営の深刻度を指標化	R元: 13.09% R2: 13.03%	20%	—	—	—	実質収支が赤字の団体はなし
連結実質赤字比率	全会計の赤字額の標準財政規模に対する比率 ※財政運営の深刻度を指標化	R元: 18.09% R2: 18.03%	30%	—	—	—	連結実質収支が赤字の団体はなし
実質公債費比率 (3カ年平均)	一般会計等が負担する借入金返済額等の標準財政規模に対する比率 ※資金繰りの危険度を指標化	25%	35%	11.0%	10.1%	△0.9%	県内市町村の 平均(加重平均) 10.1%
将来負担比率	一般会計等が将来負担することが現時点で見込まれている額の標準財政規模に対する比率 ※将来の財政の圧迫度を指標化	350%	/	113.4%	84.1%	△29.3%	県内市町村の 平均(加重平均) 48.3%

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」と表示しています。

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、各自治体の標準財政規模によって異なります。

(注1) 標準財政規模…市が自由に使用できる財源（市税や交付税など）を理論的に計算した額。

(注2) 高知県が公表している「令和2年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率及び資金不足比率の状況（速報値）」より

### 2. 資金不足比率（⇒公営企業の経営の健全性に関する指標）

指標名	内容	公営企業会計名	経営健全化 基準	R元決算 ①	R2決算 ②	増減 ②-①	一般会計繰出金等(千円)(注3)		
							基準内	基準外	
資金不足比率	公営企業会計ごとの 資金不足額(赤字 額)の営業収益等に 対する比率	水道事業会計	20%	—	—	—	179,136	88,656	90,480
		病院事業会計	20%	—	4.6%	4.6%	308,218	190,081	118,137
		下水道事業会計 (公共下水道事業)	20%	—	—	—	387,905	248,125	139,780
		下水道事業会計 (農業集落排水事業)	20%	—	23.9%	23.9%	27,863	17,728	10,135
		と畜場会計	20%	—	—	—	2,175	2,175	0
		幡多公設地方卸売 市場事業会計	20%	—	—	—	292	292	0

※ 資金不足のない会計は、「—」と表示しています。

(注3) 繰出基準及び繰出基準外とは

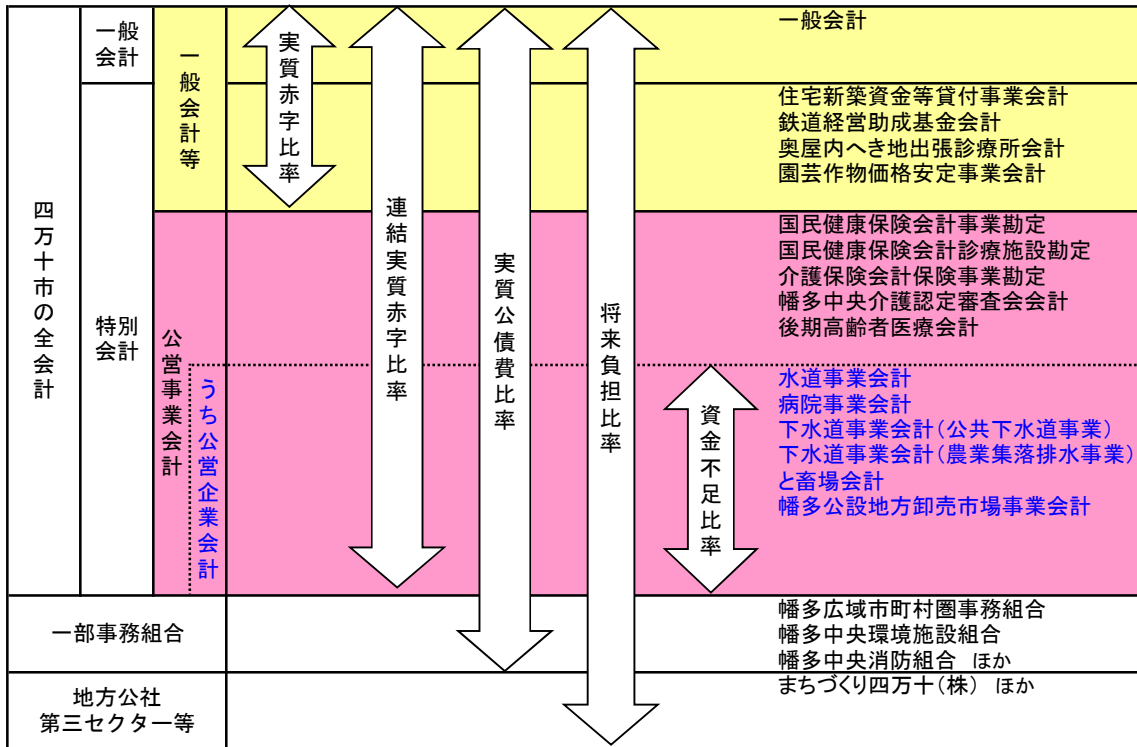
地方公営企業は独立採算が原則であるが、以下の経費については、地方公営企業法において、一般会計等が負担するものとされており、経費負担の基準については、毎年度「繰出基準」として総務省より通知されています。

- ・その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- ・その他公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

また、基準を超えた繰出金や基準が示されていない経費に対しての繰出金を「基準外繰出金」と言います。

- ・下水道事業会計への基準外繰出金は、退職金及び区画整理に伴う経費のうち一般会計負担相当額

## ■ 各指標の対象範囲（四万十市）



## ■ 判断基準を超えると

健全化判断比率の4指標のいずれかが早期健全化基準以上となった場合	早期健全化団体	財政状況は悪化しているものの、自助努力により、財政健全化が可能な段階。(⇒財政健全化計画の策定と議会の議決・公表などが必要)
健全化判断比率のうち将来負担比率を除く3指標のいずれかが財政再生基準以上となった場合	財政再生団体	財政状況はかなり深刻で、直ちに国の関与の下、財政の再生を確実に実行しなければならない段階。(⇒財政再生計画の策定と議会の議決・公表などが必要。また、一定条件のもと地方債の発行が制限される。)
資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合	経営健全化団体	公営企業の経営が悪化している状態。(⇒経営健全化計画の策定と議会の議決・公表などが必要)

## 実質赤字比率・連結実質赤字比率算出表(R2決算:暫定値)

### 【基礎数値】

区分	会計名	繰上充用額	支払繰延額	事業繰越額	実質収支額(正数)	公営企業資金不足額	公営企業資金剰余額
一般会計等	一般会計				392,819		
	奥屋内へき地出張診療所会計						
	住宅新築資金等貸付事業会計						
	鉄道経営助成基金会計						
	園芸作物価格安定事業会計						
	小計	① 0	② 0	③ 0	④ 392,819		
公営企業会計以外	国民健康保険会計事業勘定				0		
	国民健康保険会計診療施設勘定	136,113					
	後期高齢者医療会計				11,533		
	介護保険会計保険事業勘定				81,919		
	幡多中央介護認定審査会会計						
	小計	136,113	0	0	93,452		
公営企業会計	水道事業会計						475,388
	病院事業会計					56,321	
	下水道事業会計(公共下水道事業)						7,177
	下水道事業会計(農業集落排水事業)					1,665	
	幡多公設地方卸売市場事業会計 と畜場会計						
	小計					57,986	482,565
	計	⑤ 136,113	⑥ 0	⑦ 0	⑧ 486,271	⑨ 57,986	⑩ 482,565

標準財政規模(R2)	ア	12,222,218	うち臨時財政対策債発行可能額(R2)	イ	419,281
------------	---	------------	--------------------	---	---------

支払繰延額：当該年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度に支払うべき債務を次年度に繰延べた額

事業繰越額：諸般の事情から、当該年度において支出負担行為をすることができなかつたため、当該年度においてこれを不用額とし、次年度において新たに歳出予算に計上する額。

(正式に法律で認められている制度ではなく、支払繰延とともに決算統計上実質収支の赤字要因として用いられている。)

資金不足額及び剰余額：法適用企業は、貸借対照表の「流動資産」「流動負債」の差額。法非適用企業は、実質収支額。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{①+②+③-④}{ア} = \frac{\Delta 392,819}{12,222,218} = -3.21\%$$

早期健全化基準：財政規模に応じ 11.25%～15% 四十万市＝13.03%(R2)  
財政再生基準：20%

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{⑤+⑥+⑦+⑨-⑧+⑩}{ア} = \frac{\Delta 774,737}{12,222,218} = -6.33\%$$

早期健全化基準：財政規模に応じ 16.25%～20% 四十万市＝18.03%(R2)  
財政再生基準：30%

## 将来負担比率算出表(R2決算:暫定値)

### 【基礎数値】

区分	会計名	① 一般会計等に係る 地方債残高	② 債務負担行為(地方債に準ずるもの)に基づく支出 予定額	③ 一般会計等以外の特別会計の地方債元金償還に充てるための負担見込額	④ 一部事務組合等の地方債元金償還に充てるための負担見込額	⑤ 前年度末日における職員全員が退職する場合に支給すべき退職手当のうち一般会計等の負担見込額	⑥ 設立法人(土地開発公社)・第三セクター等の負債に充てるための負担見込額	⑦ 連結実質赤字額	⑧ 一部事務組合の連結実質赤字額に係る負担見込額	⑨ ①から⑥までに掲げる額に充てることができる前年度末の基金残高	⑩ ①から⑥までに掲げる額に充てることができる特定の歳入の見込額	⑪ ①から④の経費として交付税に算入される見込額
一般会計等	一般会計	25,470,855				2,922,089			4,594,678	33,385	21,926,017	
	奥屋内へき地出張診療所会計											
	住宅新築資金等貸付事業会計											
	鉄道経営助成基金会計								35,180			
	園芸作物価格安定事業会計								45,929			
公営事業会計 <small>公営企業会計以外</small>	国民健康保険会計事業勘定								201,575			
	国民健康保険会計診療施設勘定			4,552								
	介護保険会計保険事業勘定								294,342			
	幡多中央介護認定審査会会計											
	公営企業会計	水道事業会計			1,120,011							
		病院事業会計			601,400							
		下水道事業会計(公共下水道事業)			4,579,327							
		下水道事業会計(農業集落排水事業)			330,214							
幡多公設地方卸売市場事業会計と畜場会計				61,100								
一部事務組合	幡多中央消防組合				308,267							
	幡多中央環境施設組合											
	幡多広域市町村圏事務組合(清掃)				202,203							
	幡多広域市町村圏事務組合(企画)											
設立法人等												
	計	25,470,855	0	6,696,604	510,470	2,922,089	0	0	5,171,704	33,385	21,926,017	
									<b>負担見込額</b>	<b>35,600,018</b>	<b>控除見込額</b>	<b>27,131,106</b>

標準財政規模(R2)	ア	12,222,218	←	標準財政規模	12,222,218	うち臨財債発行可能額	419,281
災害復旧費等に係る標準財政需要額	イ	1,746,760	←	元利償還金	1,658,927	準元利償還金	87,833
事業費補正による交付税算入額	ウ	341,873	←	元利償還金	111,207	準元利償還金	230,666
密度補正による交付税算入額	エ	72,179	←	元利償還金	250	準元利償還金	71,929

将来負担比率  $\frac{(\text{①から⑧の合算額}) - (\text{⑨から⑪の合算額})}{\text{ア} - (\text{イ} + \text{ウ} + \text{エ})} \Rightarrow \frac{8,468,912}{10,061,406} = 84.1\%$

早期健全化基準 : 350%  
 財政再生基準 : なし

## 実質公債費比率(R2決算:暫定値)

### R2単年度算式

$$\frac{\text{地方債元利償還金充当一般財源(充当した特定財源を控除)} + \text{準元利償還金} - \text{公債費} \cdot \text{準元利償還金等に係る交付税算入額}}{\text{標準財政規模(標準税収入・普通交付税・臨財債発行可能額)} - \text{公債費} \cdot \text{準元利償還金等に係る交付税算入額}} \times 100 = 8.99\%$$

	2,389,584	676,208	1,770,384	390,428
標準財政規模(標準税収入・普通交付税・臨財債発行可能額)	12,222,218	419,281	1,770,384	390,428

#### \* 準元利償還金

- ① 公営企業債の元利償還金に充てたと認められる繰出金
- ② 一部事務組合の起こした地方債に充てたと認められる負担金等
- ③ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ④ 満期一括償還地方債に係る年度割相当額
- ⑤ 一時借入金利子

H30年度	10.78%	}	<b>R2年度指標(3カ年平均) =</b>	<b>10.1%</b>
R元年度	10.60%			
R2年度	8.99%			

← 早期健全化基準 : 25.0%  
財政再生基準 : 35.0%

#### 【参考】

H29年度	11.71%	}	<b>R元年度指標(3カ年平均) =</b>	<b>11.0%</b>
H30年度	10.78%			
R元年度	10.60%			

## 資金不足比率(R2決算:暫定値)

病院事業会計 :  $\frac{\text{資金不足額}}{\text{営業収益の額}} \Rightarrow \frac{56,321}{1,201,017} = 4.6\%$  ← 経営健全化基準 : 20.0%

下水道事業会計(農業集落排水事業) :  $\frac{\text{資金不足額}}{\text{営業収益の額}} \Rightarrow \frac{1,665}{6,941} = 23.9\%$  ← 経営健全化基準 : 20.0%

※他の公営企業会計は、資金不足なし。

#### 【参考】

H30年度 資金不足なし  
H29年度 資金不足なし